

東大阪市非正規職員に対する健康増進業務プロポーザル実施要領

この要領は、非正規職員に対する健康増進業務を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めたものである。

1. 概要

(1) 業務名

東大阪市非正規職員に対する健康増進業務

(2) 目的

非正規職員に対する福利厚生事業として、健康増進商品等を配布することにより、非正規職員の健康増進、元気回復を目的とする。

(3) 内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

- ① 申込書、案内書及び提出用封筒（以下「申込書等」という。）（委託業務仕様書添付のサンプル参照）を東大阪市（以下「本市」という。）の指示に従い作成し、本市本庁舎へ納品したうえで、本市が指定する外部職場については直送すること。
- ② 申込方法については紙申込と電子申込の併用とするが、対象者が電子申込を選択するように創意工夫を凝らすこと。
- ③ 申込対象者へのアンケートを実施し、事業実施後、アンケート結果を取りまとめて本市に提出すること。アンケート内容については受託候補者と協議する。なお、なるべく多くの対象者から回答してもらえるように、実施方法等は創意工夫を凝らすこと。
- ④ 申込点数については1,000点を上限とし、上限まで申込しやすいように点数設定等、創意工夫を凝らすこと。
- ⑤ 申込点数の合計が上限を超えている場合は、点数の最も低いものから順に削除して調整すること。
- ⑥ 健康増進商品等については、委託業務仕様書に添付している申込書サンプルを参照すること。その際、取り扱っていない商品がある場合は代替品を選定すること。なお、品数については申込書サンプルと異なっても構わない。
- ⑦ セット(1,000点分)について、種類は問わないが常備薬セットは必ず含むこととし、提出期限までに申込をしなかった対象者については常備薬セットを対象者の勤務先に配布すること。
- ⑧ 申込のあった健康増進商品等は申込者ごとに梱包し、申込者が指定する場所へ送付すること。
- ⑨ 申込者からの申込内容や商品全般等の問い合わせに誠実に対応すること。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

(5) 対象人数及び契約金額について

対象人数については、1,500名（令和8年6月1日時点）を想定しており、契約金額については7,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。また、契約金額については契約期間中の賃金上昇及び原材料費等の上昇分も含むものとする。

(6) 契約方法及び契約保証金

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号）第115条の規定により、契約金額の100分の3に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第117条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに応募しようとする者は、提案参加申込書（第1号様式）の提出日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録があること。登録がない場合は、直近2年間の決算報告書及び国税・地方税の納付証明書を提出すること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理するプライバシーマーク等の第三者認証を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (4) 本市入札参加停止要綱による停止期間中でないこと。
- (5) 市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。

3. スケジュール

- (1) 令和8年5月7日（木） プロポーザル参加申込受付開始・質問受付開始
- (2) 令和8年5月14日（木） プロポーザル参加申込受付終了・質問受付終了
- (3) 令和8年5月21日（木） 質問書に対する回答期限・応募書類受付開始
- (4) 令和8年5月28日（木） 応募書類受付終了
- (5) 令和8年6月4日（木） 応募書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング
- (6) 令和8年6月11日（木） 受託候補者決定
- (7) 令和8年6月25日（木） 契約締結（予定）

※変更の場合あり

4. 作業場所及び作業体制

本業務の作業場所、その他必要となる環境については受託者の負担にて用意すること。

5. 提案参加申込書の提出方法

- (1) 提出期間 令和8年5月7日(木)10時から令和8年5月14日(木)17時まで
- (2) 提出先 行政管理部 給与福利課
- (3) 提出方法 窓口にて提出もしくは郵便、メール便等による発送(提出期間内に届いたものに限る)
発送した際は、必ず電話(土、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時30分まで)もしくは電子メールにてその旨の連絡を行うこと。
- (4) 提出書類 提案参加申込書(様式第1号)、会社概要パンフレット1部、プライバシーマーク等の第三者認証を受けていることを証明する書類
※本市入札参加資格有資格者でない場合は、直近2年間の決算報告書及び国税・地方税の納付証明も併せて提出すること。

6. 質問事項について

質問書(様式第5号)に質問内容を記載し提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

- (1) 提出期間 令和8年5月7日(木)10時から令和8年5月14日(木)17時まで
- (2) 提出方法 本市給与福利課まで質問書(様式第5号)を電子メールにより提出すること。メールのタイトルは、「健康増進業務質問書【会社名】」とし、送信後、電話にて受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法 提案参加申込書の提出者に対し、令和8年5月21日(木)までに同一内容のメールを一斉に送付する。

7. 応募書類の提出方法

- (1) 提出期間 令和8年5月21日(木)10時から令和8年5月28日(木)17時まで
 - (2) 提出先 行政管理部 給与福利課
 - (3) 提出方法 窓口にて提出もしくは郵便、メール便等による発送(提出期間内に届いたものに限る)
発送した際は、必ず電話もしくは電子メールにてその旨の連絡を行うこと。
- 提出書類
- ①提案書(様式第2号)
 - ②提案内容書(様式第3号)
 - ③健康増進商品等に関する事項(様式第4号)
 - ④申込書(点数を記載したもの)
 - ⑤健康増進商品等のパンフレット見本
(他の事業で使用しているもので可)
 - ⑥常備薬セットを含むセット(1,000点分)の内容がわかるもの。
 - ⑦見積書(様式任意)
- (4) 提出部数 商号または名称入り 1部
商号または名称が記載されていないもの 9部
(ロゴ等の特定できる標記も含む)

(5) 提案書作成要領

- ①形式は、A4版縦、横書きの印刷物(片面印刷)とし(A3用紙の綴込可)、表紙、目次、ページ付けしたものを簡易製本もしくはファイル綴じ(左綴)すること。
- ②様式について、記入欄が足りない場合は適宜追加しても構わない。
- ③本事業にかかる企画提案に要する経費は、応募事業者の負担とする。
- ④1社につき、1提案とする。
- ⑤提出書類は返却しない。また、書類提出後の修正・差替えは不可とする。
- ⑥提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるように図表等を適宜使用する等、具体的かつ明確な表記にすること。
- ⑦仕様書に掲載されていない業務であっても、本事業の趣旨に沿ったもので応募事業者が必要と思われる事項があれば提案すること。
- ⑧見積書は、健康増進商品等の費用、事務経費(人件費・送付に係る費用等)等の内訳が分かるように作成すること。

8. プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。時間等詳細については、応募事業者に別途電子メールにて通知する。

- (1) 開催日 令和8年6月4日(木)
- (2) 開催場所 東大阪市本庁舎11階会議室
- (3) 開催内容 プレゼンテーション10分程度 質疑応答15分程度
- (4) 出席者 当日の参加者は、3名以内とし、実際に委託業務を行う者が説明を行うこと。

9. 審査及び評価対象

(1) 企画提案点(700点)

提案書類及びプレゼンテーション及びヒアリングの内容をもって企画提案点とし、審査・評価を行う。

(2) 価格点(300点)

健康増進商品等の単価や見積書の金額をもって価格点とし、審査・評価を行う。

10. 受託候補者の選定及び契約締結について

選定は、企画提案書一式、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく総合評価方式によるものとし、東大阪市非正規職員に対する健康増進業務事業者選定委員会において受託候補者を選定する。なお、応募者が1社のみであった場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングを実施するが、得点が配点合計点の2分の1に満たない場合は選定しない。

審査結果については、令和8年6月11日(木)に応募事業者へ送付するが、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

その後、受託候補者と契約締結交渉を行い、提案内容を踏まえた仕様書を作成した上で契約締結を予定しているが、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合もしくは決定後に参加

資格要件を満たさないと判断される場合は、次点候補者と契約締結交渉を行う。

11. 遵守事項

本市から得た資料・情報を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。

12. 問い合わせ先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 行政管理部給与福利課

T E L : 06-4309-3118

F A X : 06-4309-3819

E-mail : kyuyofukuri@city.higashiosaka.lg.jp